

# 石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会 設置要綱

## (目的)

第1条 石狩湾新港における風力発電導入に関する情報を共有し、港湾の管理運営と共生した円滑な導入を図るため、地域の関係者等が参画した石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、以下の事項について港湾管理者に助言等支援を行う。

- (1) 石狩湾新港の「再生可能エネルギー源を活用する区域」において行われる風力発電事業の公募要項の策定に関する事項
- (2) 応募された企画提案の評価及び審査に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

## (構成員及び組織)

第3条 協議会の構成員は、行政関係機関、学識経験者、民間企業、NPO等民間団体、その他港湾管理者が必要と認める者のうちから港湾管理者が委嘱する。

- 2 構成員の任期は、委嘱の日より最終協議会終了までとする。
- 3 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、構成員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は公開とする。ただし、協議会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 3 協議会は、構成員総数の半数以上の出席により成立する。

## (審査委員会)

第5条 協議会は、港湾管理者が風力発電事業予定者を選定するにあたり、その審査に係る助言等支援を行うため、審査委員会を設置することができる。

- 2 審査委員は、構成員の中から互選により選定される。

## (関係者の意見)

第6条 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者をオブザーバーとして協議会へ出席させ意見を求めることができる。

## (事務局)

第7条 協議会の事務局は、石狩湾新港管理組合総務部管理グループに置く。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、港湾管理者が招集する。

(報酬の取扱い)

3 協議会出席者への謝金、旅費等の支払いについては、別に定める。